

事前申請なしに居住地外で定期接種を受ける際の公費負担の取扱い

～行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡～

総務省近畿管区行政評価局では、「事前申請を行わずに居住地外で子宮頸がんワクチンを接種したため、公費負担による定期接種の取扱いを受けられなかった。」とする行政相談を受け、居住地外で定期接種を受ける際の公費負担の取扱い状況について、大阪府内の市町村から情報収集を行うとともに、行政改善推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）に諮りました。

情報収集において、市町村から「定期接種事務を実施する上の参考として、他市町村の状況を知りたい。」「他市町村の状況を知る機会がないため、情報収集結果についてはフィードバックしてもらいたい。」等の意見が多数寄せられたことも踏まえ、同推進会議で審議の上検討した結果、大阪府内の全市町村に、今後の業務の参考としていただくため、当局で取りまとめた情報収集結果を参考連絡しました。

また、本情報収集結果については、予防接種事務を所管する厚生労働省に対しても、業務の参考として情報提供しました。

きっかけとなった行政相談の内容

私の娘は、令和7年3月末まで大阪府内のA市に住んでいたが、4月からB市に引っ越した。

4月12日子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種をA市内の病院で接種したところ、A市から「令和7年3月30日付で当市から転出されており、接種日にはB市市民であることが確認されている。定期接種の実施主体は住民票のある市町村となるため、当市は当該接種費用を負担することができない。当該接種については全額自己負担の任意予防接種となる。」旨の文書が送られてきた。

定期接種の実施主体が住民票のある市町村ということなので、ワクチンの接種時点で住民票があったB市に対し、当該予防接種に係る費用について負担してもらえるか確認したところ、「居住地外で定期接種を受ける場合は事前に申請してもらうこととなっている。事前に申請していないのであれば、当該接種については任意接種となり接種費用については全額自己負担となる。」旨の回答があった。

子宮頸がんワクチンは本来、全額公費負担で接種できるにも関わらず、事前申請していないだけで、全額自己負担となるのはおかしいのではないか。

行政改善推進会議の意見を踏まえ、大阪府内の全市町村に参考連絡

大阪府内の全市町村に対し、以下の内容について参考連絡

- 1 居住地外で定期接種を受ける際、事後に申請した場合における公費負担の可否について、府内市町村の取扱い状況（公費負担可は24市町村、不可は18市町村）
- 2 事後申請を認めている市町村における対応例

制度の概要等

【居住地外接種とは】

- ・ 定期接種は予防接種法に基づき、住民票のある市町村長が実施。
- ・ 居住地外接種とは、住民票所在地（居住地）以外の市町村で定期接種を受けることをいう。
- ・ 厚生労働省が発出している「定期接種実施要領」では、市町村に対し、里帰り等やむを得ない事情により居住地外で定期接種を受ける場合は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮を求めている。
- ・ 令和6年3月29日に同要領が改正され、「居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと」が明記され、同年4月1日より適用されている。
- ・ 上記取扱いについては、あくまで当該居住地の市町村の判断によって実施されるため、市町村によって対応が異なっている。

【定期接種・任意接種の費用負担】

- ・ 定期接種は集団予防の観点から実施される「A類疾病」と、個人の発病や重症化防止の観点から実施される「B類疾病」に分類される。
- ・ 接種にかかる費用について、多くの自治体では「A類疾病」は全額公費負担、「B類疾病」は一部公費負担となっている。
- ・ 定期接種を予防接種法施行令が指定する期間外に受ける場合や予防接種法に定められていない予防接種等は、任意接種として扱われ、接種費用は原則全額自己負担となる。

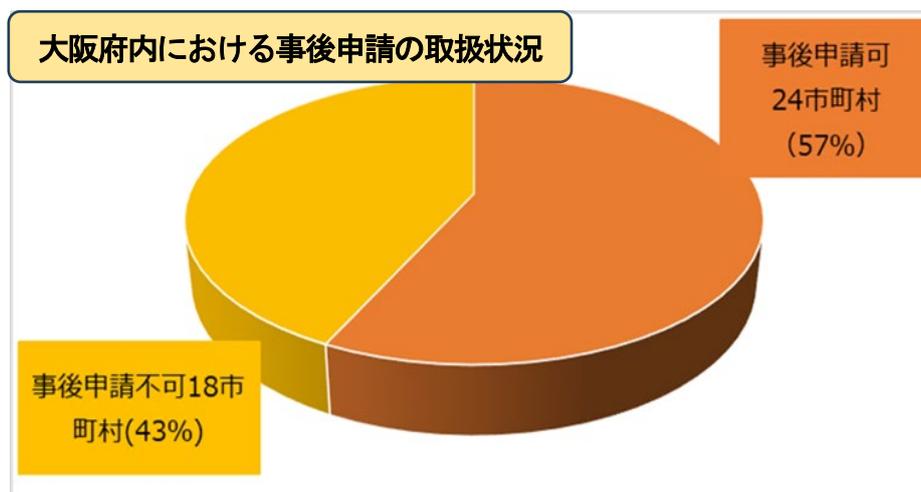
A類疾病・・・ロタウイルス、ジフテリア、破傷風、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症(子宮頸がん)等

B類疾病・・・新型コロナウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、带状疱疹等

当局の調査で分かったこと①

【大阪府内42市町村への情報収集結果】

今回、当局の情報収集に協力を得られた大阪府内42市町村のうち、居住地外接種の事後申請を認めていたのは24市町村であり、残りの18市町村では事後申請を認めていない。



- (注) 1 上記は当局の調査結果による。
2 調査対象は、協力を得られた大阪府内42市町村。

【事後申請を認めていない理由】

- ・市で定めている定期予防接種実施要綱に事前申請が必要な旨規定。
- ・事前に接種記録を確認できないことにより、定期接種として取り扱えないおそれ。
- ・事後申請を認めることに伴う事務負担増加の懸念。

【事後申請を認めている理由】

- ・事前申請なく居住地外で接種したとしても、定期接種であることには変わらないため。
- ・疾病等で居住地外に入院中の子ども等への定期接種の機会の確保のため。
- ・「定期接種実施要領」の改正により、事前申請を受けていない場合においても当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないことが明記されたため。

【事後申請を認めている市町村の対応状況】

事後申請を認めている 24 市町村のいずれも、居住地外で定期接種を受ける際は事前申請が原則であり、事後申請となった理由について個別のケースに応じ検討し、あくまで例外的措置として事後申請を認めているという状況であった。

なお、上記事後申請を認めていない理由に関して、これを認めている市町村からは、間違い接種が起こった例や事務負担が増加したケースはない等の意見が聞かれた。

当局の情報収集に対して、事後申請を認めていない市町村からは、「定期接種事務を実施する上の参考として、他市町村の状況を知りたい。」という意見が複数寄せられた。

当局の調査で分かったこと②

【居住地外接種と予防接種事務のデジタル化との関係】

- ・令和 8 年 6 月から各市区町村で予防接種事務のデジタル化が順次開始され、予診票の記入や接種記録の管理等の各種手続を紙媒体からオンラインで運用する仕組みに移行する予定(特別な事情によりデジタル化への移行が困難であると見込まれる一部の市区町村を除き、令和 10 年 4 月までにデジタル化が順次進む見込み)。
- ・現在、定期接種を実施する市区町村が市内医療機関と個別に予防接種委託契約を締結しているが、デジタル化後は全国の医療機関と全国の市区町村の間で予防接種委託契約の集合契約を締結することとなり、費用助成に係る事前申請や償還払いが不要となる。



デジタル化完了後は、基本的に本件のような問題は生じないと考えられる。

行政改善推進会議における主な意見

- 国が事後申請を認める余地を示していることを鑑みると、今回の調査結果について、市町村に対して情報提供を行うこと自体には意義があると考えます。
- 予防接種事務のデジタル化が予定されており、その間の経過措置というものではあるものの、現在の状況を放置するのはいかがなものかと思う。
- 予防接種事務のデジタル化が予定されているとはいえ、現時点において事後申請に関する検討材料を提供することは有益である。また、事後申請を認めているいずれの市町村においても、事後申請を認めたことによる具体的な支障は生じていないとの調査結果は、事後申請を認めていない市町村に共有すべきである。
- 事後申請を認めている市町村の具体的な取扱例を情報提供することが特に有用だと思う。
- 人口の少ない地域等では、高齢者が他の市町村の高齢者施設等に入所している等の事情で事後申請となる事例があるのではないかと。

【近畿管区行政評価局行政改善推進会議】

行政相談を端緒として把握した行政課題等について、学識経験者等の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進するために開催（昭和 57 年 7 月発足）

〈構成員〉（令和 8 年 1 月 1 日時点）

- （座長） 藪野 恒明 弁護士、元大阪弁護士会会長
大草 亘 近畿行政相談委員連合協議会会長
黒川 芳朝 社会福祉法人大阪水上隣保館理事、元大阪府教育委員会教育長
白井 文 前一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事、元尼崎市市長
砂田 八壽子 NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
藤原 幸則 大阪経済法科大学経済学部教授
山谷 清志 同志社大学名誉教授

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（藤山、中村）

電話：06-6941-8166

E-mail：knk32@soumu.go.jp

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

